

反社会的勢力の排除に関する覚書

(以下「甲」という)と、ストレージサービス株式会社(以下「乙」という)は、政府が公表する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、甲乙間における取引及び契約に関し、次のとおり覚書(以下「本覚書」という)を締結する。

第1条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、現在および将来にわたり、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約する。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)
2. 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること
3. 反社会的勢力を利用し、又は資金提供、便宜供与その他これに準ずる行為を行っていること
4. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

前項の規定は、親会社又は子会社について、甲または乙が実質的に支配・管理している場合に限り適用されるものとする。

第2条(反社会的行為の禁止)

甲および乙は、自ら又は第三者を利用して、反社会的勢力の関与を前提として、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、確約する。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的責任を超えた不当な要求行為
3. 脅迫的言動又は暴力を用いる行為
4. 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

第3条(解除)

甲は、乙が前二条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合(警察・行政機関からの情報、報道、その他客観的資料に基づく場合を含む)、乙に対して何らの通知又は催告を要することなく、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

前項の解除は、甲の裁量により、甲乙間の他の取引又は契約についても及ぶものとする。

第4条(損害賠償・免責)

前条に基づき契約が解除された場合、甲は、当該解除により乙に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

前条に基づく解除により甲に損害が生じた場合、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求できるものとする。

第5条(準拠法および合意管轄)

本覚書は日本法を準拠法とし、本覚書に関して生じた一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙はその写しを保管する。

20 年 月 日

(甲)

(乙) 大阪市北区芝田1丁目1番4号
阪急ターミナルビル16階
ストレージサービス株式会社
代表取締役 安藤 正樹